

阪神高速回数券付替サービス終了に伴う払戻しのお知らせ

平成29年3月31日にサービスを終了した阪神高速回数券付替サービスの未使用残高について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払戻しをいたしますので、申出期間内にお申し出をお願いいたします。

記

払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
阪神高速道路株式会社

払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
阪神高速回数券付替サービス

払戻しの申出期間

平成29年4月20日(木)から平成29年10月31日(火)まで(当日消印有効)
払戻しの申出期間内に手続きをされないと当該払戻しの手続きから除斥されますので
ご注意ください。お申し出方法など、詳しくは弊社ホームページまたは、下記お問い合わせ先までお問合せください。

申出の方法及び払戻しの方法

平成29年4月20日(木)から順次、未使用残高がある登録者さまあて未使用残高を記載した払戻請求書をお送りします。払戻請求書にご住所、ご氏名、お振込先口座をご記入・ご捺印のうえ、回数券付替事務局にご郵送頂く方法でお申し出ください。

払戻請求書が回数券付替事務局に到着後、記載内容を確認のうえ、ご指定の口座に振込みにて払戻しをいたします。振込手数料は当社が負担いたします。

払戻しに関するお問い合わせ先

阪神高速お客さまセンター 06-6576-1484

平日 8:30~19:00 / 土日祝及び年末年始 9:00~18:00

以上

平成29年4月20日
阪神高速道路株式会社